

利用者設備識別番号の指定を受けておらず 電気通信番号使用計画の認定を受けた事業者による報告に関する手引き

手引き 5

1 対象事業者

- 利用者設備識別番号の指定を受けておらず、電気通信番号使用計画の認定を受けた事業者

2 必要な報告事項・様式

- 報告は、IMSIを除く利用者設備識別番号が対象。
- 報告事項は、「番号使用状況」「卸電気通信役務¹の提供状況」。
- 報告事項の内容(様式)は、次の表に示す様式のとおり。
 - 1 卸電気通信役務とは、「(他の)電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務」を指す。
 - 2 当分の間、データ伝送携帯電話番号及び音声伝送携帯電話番号については、様式第28の2(卸電気通信役務の提供状況)の報告が不要。

電気通信番号の種別等		様式			
		番号使用状況	番号ポータビリティ状況	卸電気通信役務の提供状況	番号使用計画作成状況
自らが指定を受けた利用者設備識別番号	-				
他事業者から卸電気通信役務の提供を受けて使用する利用者設備識別番号	固定電話番号	様式第28の3		様式第28の2 ²	
	付加的役務電話番号				
	データ伝送携帯電話番号				
	音声伝送携帯電話番号				
	無線呼出番号				
	特定IP電話番号				
	FMC電話番号				
	特定接続電話番号				

番号種別： 他事業者から卸電気通信役務の提供
を受けて使用するIMS I 以外の利用者識
別番号
内容： 番号使用状況

- すなわち、固定電話番号について、自らの電話転送
役務に使用している番号数を記載。

様式第28の2 (卸電気通信役務の提供状況)

番号種別： 自らが指定を受けた利用者設備識別番号（IMS Iを除く）又は他事業者から卸電気通信役務の提供を受けて使用する利用者設備識別番号（IMS Iを除く。）であって、他事業者に対し卸電気通信役務により提供するもの
内容： 卸電気通信役務の提供状況

- ・ 自らが指定を受けた利用者設備識別番号¹（IMS Iを除く。以下同じ。）又は他事業者から卸電気通信役務の提供を受けて使用する利用者設備識別番号であって、他事業者に対し卸電気通信役務により提供するものについて、卸電気通信役務の提供状況を記載。
 - 本様式による報告を要する事業者： 利用者設備識別番号の指定を受けた事業者であって、卸電気通信役務を提供する事業者
他事業者が指定を受けた利用者設備識別番号を他事業者から卸電気通信役務の提供を受けて使用する事業者であって、卸電気通信役務を提供する事業者
- ・ 卸電気通信役務の提供先及び電気通信番号計画 第2の5に規定する卸電気通信役務の提供に際してのルール²の遵守状況を記載するもの。
 - 1 当分の間、データ伝送携帯電話番号及び音声伝送携帯電話番号については、報告対象外。
 - 2 本ルールの詳細は、手引き1（認定を受ける必要がある電気通信番号使用計画の作成等に関する手引き）別紙の2.（1）又は4.（1）を参照。

■「卸先事業者名」「法人番号」

- ・ 卸先事業者の氏名又は名称、及び卸先事業者の法人番号を記載。報告年度中に新たに卸電気通信役務の提供を開始した卸先事業者については、氏名又は名称に下線を付す。法人番号の記載ができない場合には、当該電気通信事業者の住所を記載（注2）。
卸電気通信役務の提供を受けていると判明している電気通信事業者を記載。

電気通信番号の使用に関する報告 (卸電気通信役務（利用者設備識別番号）の提供状況)

年4月1日から
年3月31日まで

事業者名 法人番号 登録番号又は届出番号				
卸先事業者名	法人番号	電話転送役務 の提供	卸先事業者の電気通 信番号使用計画の認 定状況の確認	卸先事業者に対する電 気通信番号の使用に 関する条件の遵守の合意

■「電話転送役務の提供」

- ・ 卸先事業者に対し、電話転送役務（発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。）を提供している場合に「○」を記載（注3）。
→ すなわち、自らの電話転送役務を卸電気通信役務として卸先事業者に提供している場合に「○」を記載。
自らの電話役務（電話転送役務を除く。）を用いて卸先事業者が電話転送役務を提供しているか否かとは関係がない。

■「卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の確認」

- ・ 新たな種別の電気通信番号を使用する卸電気通信役務の提供の開始に際し、卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況を確認している場合に、その確認を行った西暦年数（定期又は不定期に確認している場合は、直近に確認を行った西暦年数）を算用数字で記載（注4）。

上記以外は、運用の基本方針（*）のP3に基づき、以下の通り記載。

・ 確認を留保している場合：「留保中」

・ 確認できず総務省に通報している場合：「通報済」

電気通信番号の指定元の別（自らが指定を受けたものか、他事業者から卸電気通信役務の提供を受けて使用するものかの別）、卸元事業者の別ごとに様式を分ける必要はない。

■「卸先事業者に対する電気通信番号の使用に関する条件の遵守の合意」

- ・ 卸電気通信役務の提供の契約に関する書面において卸先事業者が電気通信番号の使用に関する条件を遵守することについて合意している場合に、その合意を行った西暦年数を算用数字で記載（注5）。

運用の基本方針（*）のP12に基づき、既存契約かつ変更及び更新もなかったため、合意を行っていない場合は、「-」と記載。